

○厚生労働省令第百二二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第五項並びに第十八条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月三十日

厚生労働大臣 後藤 茂之

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（医師の届出）</p> <p>第三条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 診断した新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人</p>	<p>（医師の届出）</p> <p>第三条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 診断した新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人</p>

民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第二十三条の五、第二十三条の六及び附則第二条の二第一項において同じ。）の疑似症の患者について入院を要しないと認められる場合

附 則

(医師の届出等の特例)

第二条の二 新型コロナウイルス感染症の患者について、法第十二条第一項の規定により医師が届け出なければならない事項は、

- 一 当該者の所在地
 - 二 当該者が成年に達していない場合にあっては、その保護者の氏名及び電話番号（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の電話番号）
 - 三 感染症の名称
 - 四 検体採取年月日及び診断年月日
 - 五 診断した医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名
 - 六 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項
- 2 | 前項の場合においては、第四条第八項中「前各項」とあるのは「附則第二条の二第一項」と、「第一項第六号中「初診年月日」とあるのは「附則第二条の二第一項第四号中「検体採取年月日」と、「同項第九号」とあるのは「同項第五号」と、第四条の二第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第二条の二第一項」と、第十一条第一項第一号中「第四条第一項第三号、第四号及び第六号」とあるのは「附則第二条の二第一項第三号及び第四号」と読み替えるものとする。

民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第二十三条の五及び第二十三条の六において同じ。）の疑似症の患者について入院を要しないと認められる場合

附 則

(新設)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。